

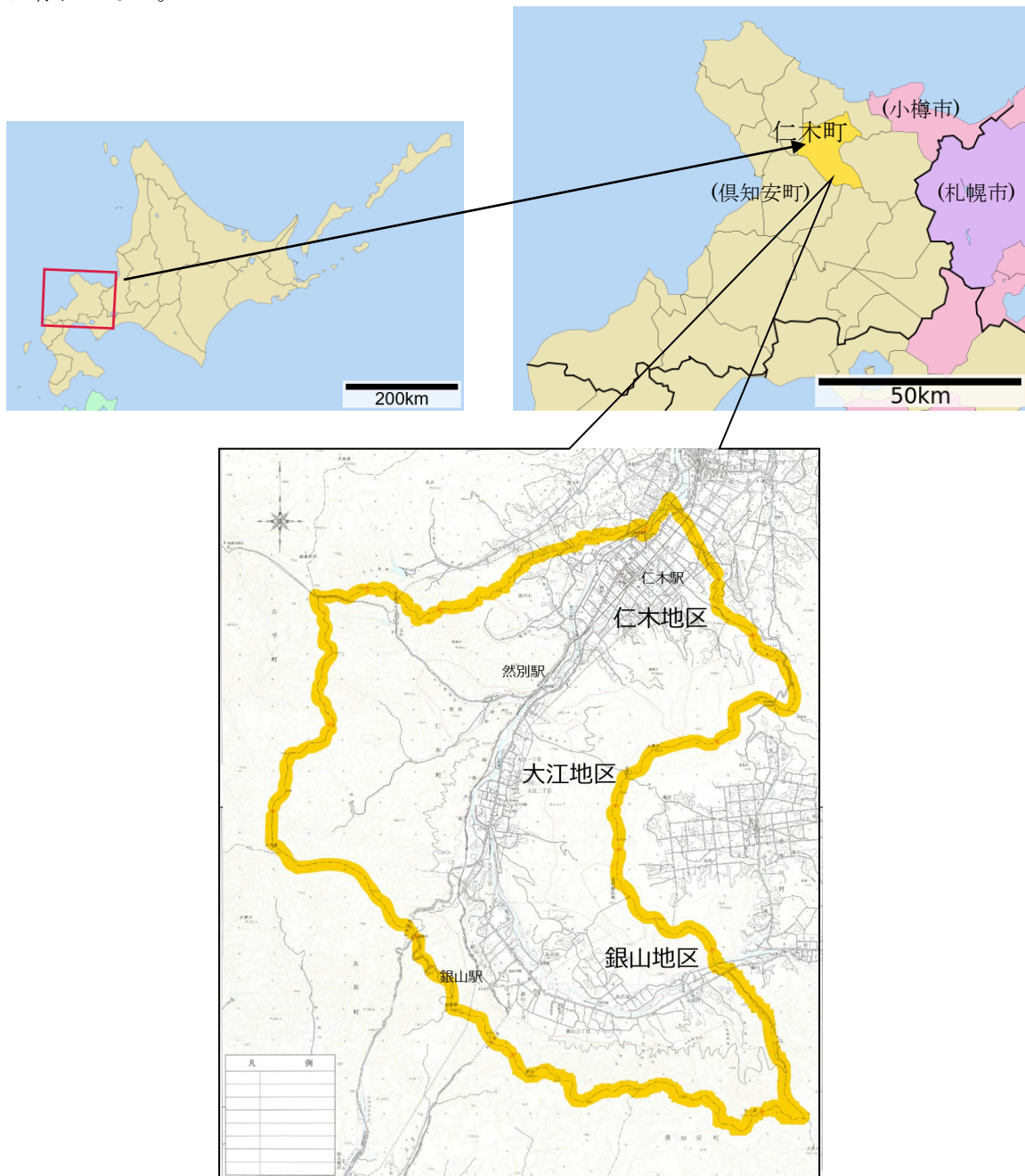
北海道仁木町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 30 年 1 月 1 日現在における北海道余市郡仁木町の行政区域とする。面積は概ね 1 万 7 千ヘクタール（仁木町面積）である。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、北は余市町に隣接、東は南走する頂白山系を以て赤井川村と、また西南は八内岳から稲穂嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町に接している。

およそ数万年前の地質といわれる西方の主峰八内岳、及びその一連の山々とその後の生成と推定されている東・南方一帯の赤井川カルデラ内輪山の間を北流する余市川が形づくった平坦地からなっている。

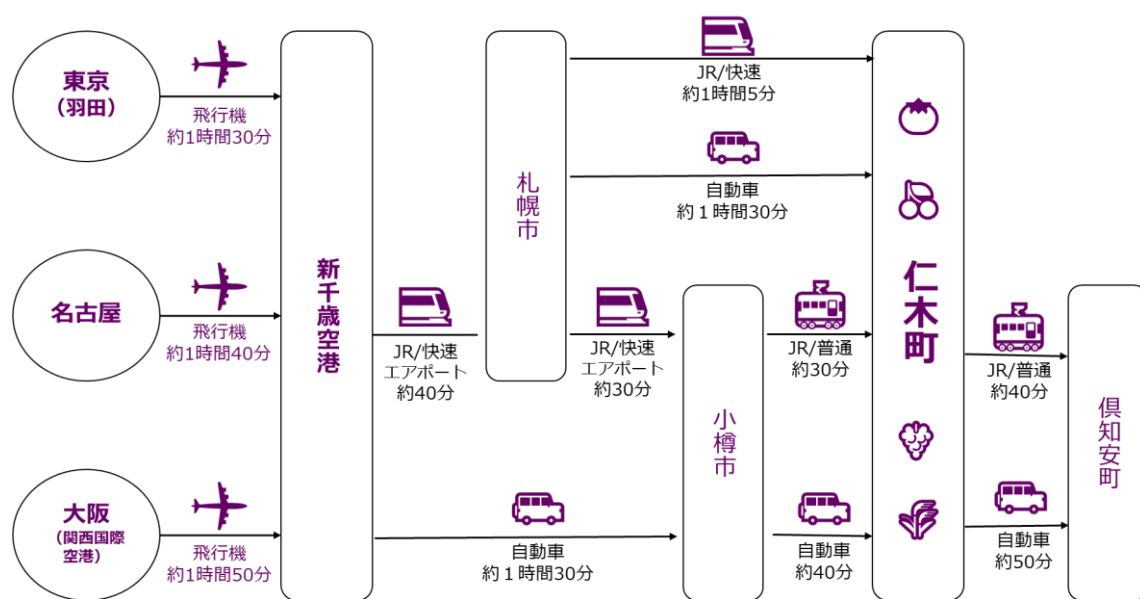
周辺の山々は標高が低いものの、いずれも比較的険しいうえに面積も広いため、農工適地は総面積の12%の2,099haにとどまっている。しかし、余市川沿いの沖積地帯は地味肥沃であり、東西の山々が自然の防風林となり、強風も少ない。豪雪地帯に指定されているが根雪期間は短く、無霜期間も長いため、道内有数の果樹・そ菜・水稲などの農業経営を行う上で地形的・気象的条件に恵まれている。

（インフラの整備状況）

道路については、函館市から札幌市へ至る国道5号が仁木町内を南北に縦断している。また、現在工事中の、高規格幹線道路が今後開通予定で、区間中2箇所のインターチェンジ（（仮）仁木IC、（仮）仁木南IC）が設置される予定である。本道路開通後は、インバウンド観光の拠点となっている小樽市やニセコ・倶知安エリアへのアクセスが一層向上することが見込まれる。

鉄道は、JR 函館本線の仁木駅、然別駅、銀山駅が設置され、北海道内の各地と結ばれており、札幌市とは1日15往復、最短約1時間5分で移動可能である。

【仁木町へのアクセス】



(産業構造)

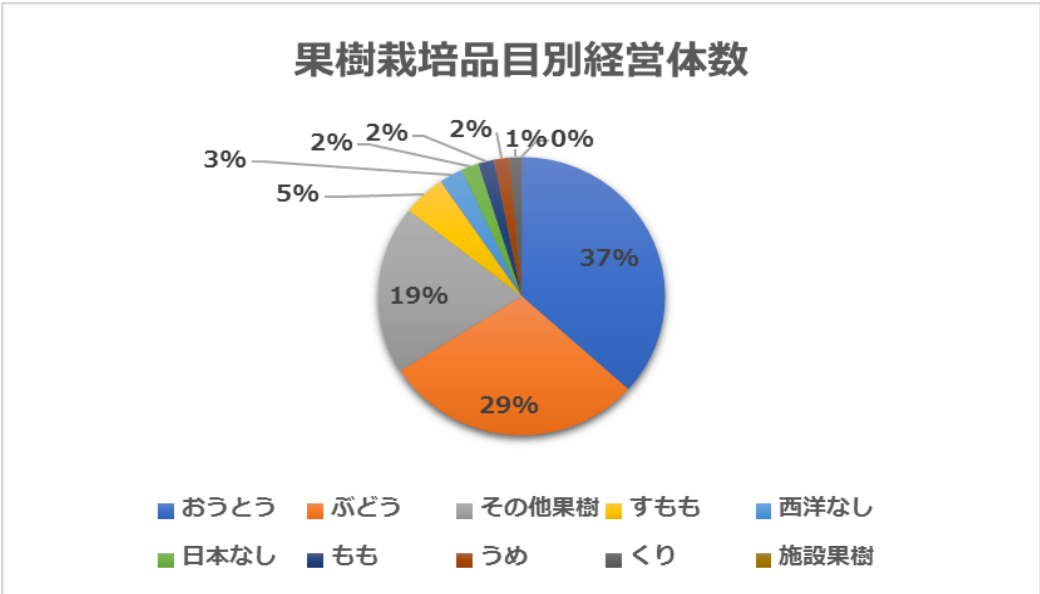
平成 27 年の国勢調査によると、仁木町における産業別 15 歳以上就業者数は、総数 1,873 人に対し、第 1 次産業が 949 人 (50.7%)、第 2 次産業が 128 人 (6.8%)、第 3 次産業が 779 人 (41.6%) と、農業を基幹産業としている。規模の大小を問わず、様々な作物が生産されており、耕作放棄地の増加が全国的に問題視されるなか、本町においては、農地の取得に際して下限面積を 0.1 ヘクタールに設定し、新規就農者の受け入れ態勢を整えている。

平成 27 年の農業産出額は約 43 億 8 千万円 (農林業センサス市町村別農業産出額 (推計)) となっており、主要作物は、ミニトマト、さくらんぼを始めとした果実や、野菜である。果樹の農家数 318 戸 (うち専業農家 203 戸) に対し、栽培品目で最も多いのがおうとう (さくらんぼ) の 165 戸 (約 37%)、ついでぶどうが 132 戸 (約 29%) となっている。ミニトマトは生食用、トマトジュースなど加工品もブランド化が進み、さくらんぼは名産地として、北海道内外で質、量ともに高い評価を得ており、交配用品種の商品化など、地域の稼ぐ力の多角化を進めている。また、昼夜の寒暖差が大きいという果樹栽培に適した条件に着目し、ワイナリー事業者の新規参入により、本町の農作物の 6 次産業化が推進されているところである。

■産業(大分類)・男女別15歳以上就業者数

国勢調査(平成27年10月1日)

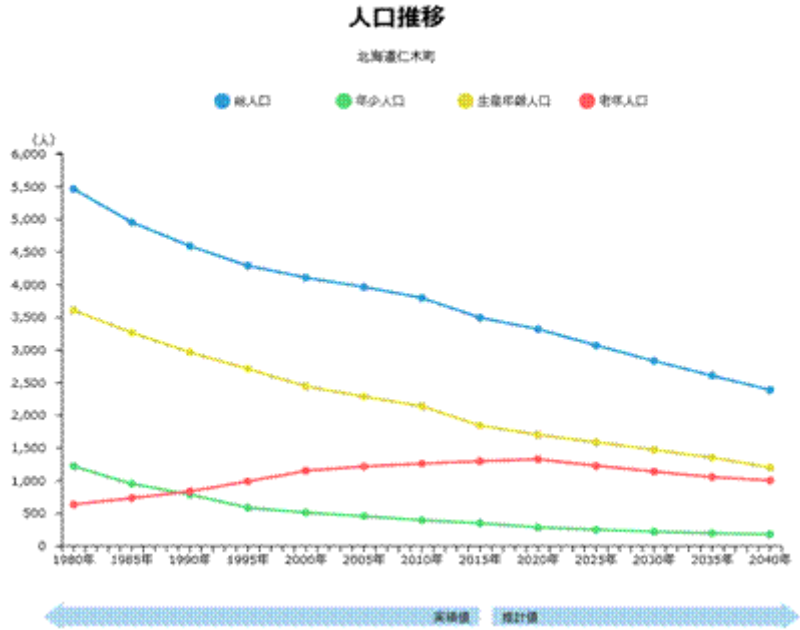
	総数	男	女
総 数	1,873	913	960
第1次産業	949	429	520
A 農業・林業	948	428	520
B 漁業	1	1	-
第2次産業	128	95	33
C 鉱業・採石業・砂利採取業	2	2	-
D 建設業	65	62	3
E 製造業	61	31	30
第3次産業	779	379	400
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	-
G 情報通信業	2	2	-
H 運輸・郵便業	35	24	11
I 卸売・小売業	122	55	67
J 金融・保険業	22	8	14
K 不動産業・物品賃貸業	6	4	2
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	5	2
M 宿泊業、飲食サービス業	52	18	34
N 生活関連サービス業、娯楽業	37	21	16
O 教育、学習支援事業	51	26	25
P 医療、福祉	241	76	165
Q 複合サービス業	36	25	11
R サービス業(他に分類されないもの)	67	38	29
S 公務	98	74	24
T分類不能の産業	17	10	7



資料：農林業センサス（平成 27 年 2 月 1 日）

（人口分布の状況）

仁木町の総人口は、昭和 35 年の 8,326 人をピークに高度経済成長期以降減少を続け、平成 29 年 11 月末現在で 3,392 人である。平成 27 年 12 月に策定した仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの人口は 2040 年には、2,389 人となり、老年人口と生産年齢人口が同程度になると推計されている。このため、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少における課題解決を図ることとしている。



（出典：地域経済分析システム RESAS 人口マップ 2012 年）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

仁木町における地域経済循環図を見ると、基幹産業である第1次産業により生産される付加価値額や民間消費額は、全国的に見ても高く、資源豊かな本町の特性であり、最大の強みである。一方で、第2次産業、特に第3次産業の付加価値額は高いとはいえず、雇用者所得の低さや民間消費額の他地域への流出は、本町経済の活性化において、最大の課題といえる。

そこで、民間事業者の設備投資を支援することで、本町の豊かな資源（第1次産業）を活用した第2次産業の生産額の向上を後押しすることにより、第3次産業への波及効果や雇用者所得の向上に寄与する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	－ 百万円	114 百万円	皆 増

(算定根拠)

- ・ 北海道の1事業所あたりの平均付加価値額が 39.2 百万円（経済センサス-活動調査（平成24年））であることから、それと同等の1件当たりの平均 40 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.42倍の波及効果を与え、促進区域で114百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 114 百万円は、促進区域の全産業付加価値（13,300 百万円）の約1%、製造業の付加価値（1,300 百万円）の約9%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	－ 百万円	40 百万円	皆 増
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	2 件	皆 増
地域経済牽引事業の新規雇用者数	一名	2 名	皆 増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,920 万円（北海道の１事業所あたり平均付加価値額（平成 24 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１人以上増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で５％増加すること

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では重点促進区域は定めない

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

- ①仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野

仁木町における、農業生産額は 126 億円（2013 年地域経済分析システム RESAS）となっており、生産額総額の約 52%を占めていることから、農業が基幹産業だと言える。

本町は、余市川沿いの肥沃な地層を有し、東西の山々が自然の防風林となっているため、強風も少ない。豪雪地帯に指定されているが根雪期間は短く、無霜期間も長いため、道内有数の果樹・そ菜・水稻などの農業経営を行う上での地形的・気象的条件に恵まれている。特に果樹栽培の重要な条件となる昼夜の寒暖差も大きいため、全国に先駆けて 120 年前から果樹栽培が始まっている。中でも、全国的に高い知名度を誇るさくらんぼは、高い品質を誇っている。平成 18 年～平成 23 年まで開催された北海道さくらんぼ品評会では、9 点の審査項目（包装荷造、詰め方、下落ち、うるみ、着色、熟度、病虫害、傷害、糖度）で評価されるが、最優秀賞である北海道知事賞の受賞者は、全 6 回のうち、5 回を仁木町内の生産者が受賞している。

この高品質なさくらんぼは、本州の名産地と収穫期がずれており、お中元の時期と重なるため、贈答用として高値で取引されている。



【贈答用として人気の高い紅秀峰】



【作付面積、全道一を誇るミニトマト】

果樹の他にも、道内でも有数の出荷量を誇るミニトマト等の高品質な農作物が生産されている。特に「土づくり」にこだわり、肥料・農薬からハウスの空気対流まで細かくデータを蓄積し、そのデータを基に独自の栽培基準により高品質を維持したまま、天候に左右されず計画どおりに安定した出荷に努め、販路を全国へ拡大してきたことにより、平成 26 年度には約 23 億円の売上実績を記録している。これまでに「第 34 回日本農業賞優秀賞」、「第 9 回ホクレン夢大賞」を受賞する等、高い評価を得ている。

＜仁木町の主要作目別作付面積、道内占有率及び北海道内ランキング＞

区分	品目名	北海道	仁木町	道内占有率	道内ランク
果樹	おうとう（さくらんぼ）	509.7ha	202.4ha	39.7%	第1位
	生食用ぶどう	645.8ha	320.2ha	49.6%	第1位
	りんご	555.0ha	57.7ha	10.4%	第2位
	プルーン	129.0ha	54.5ha	42.2%	第1位
	西洋ナシ	82.2ha	16.4ha	20.0%	第2位
野菜	ミニトマト	204.0ha	43.0ha	21.1%	第1位

（平成28年 北海道農政部、仁木町農政課調べ）

また、町内大江地区、銀山地区を中心に、田園が広がっており、コメの作付面積は道内シェア0.4%と僅かであるものの、余市川沿いにミネラルを含む沖積土壌が広がっていることや、化学肥料の施用を極力控えた肥培管理により、道内トップレベルの良食味米産地としてブランド化が推進されている。

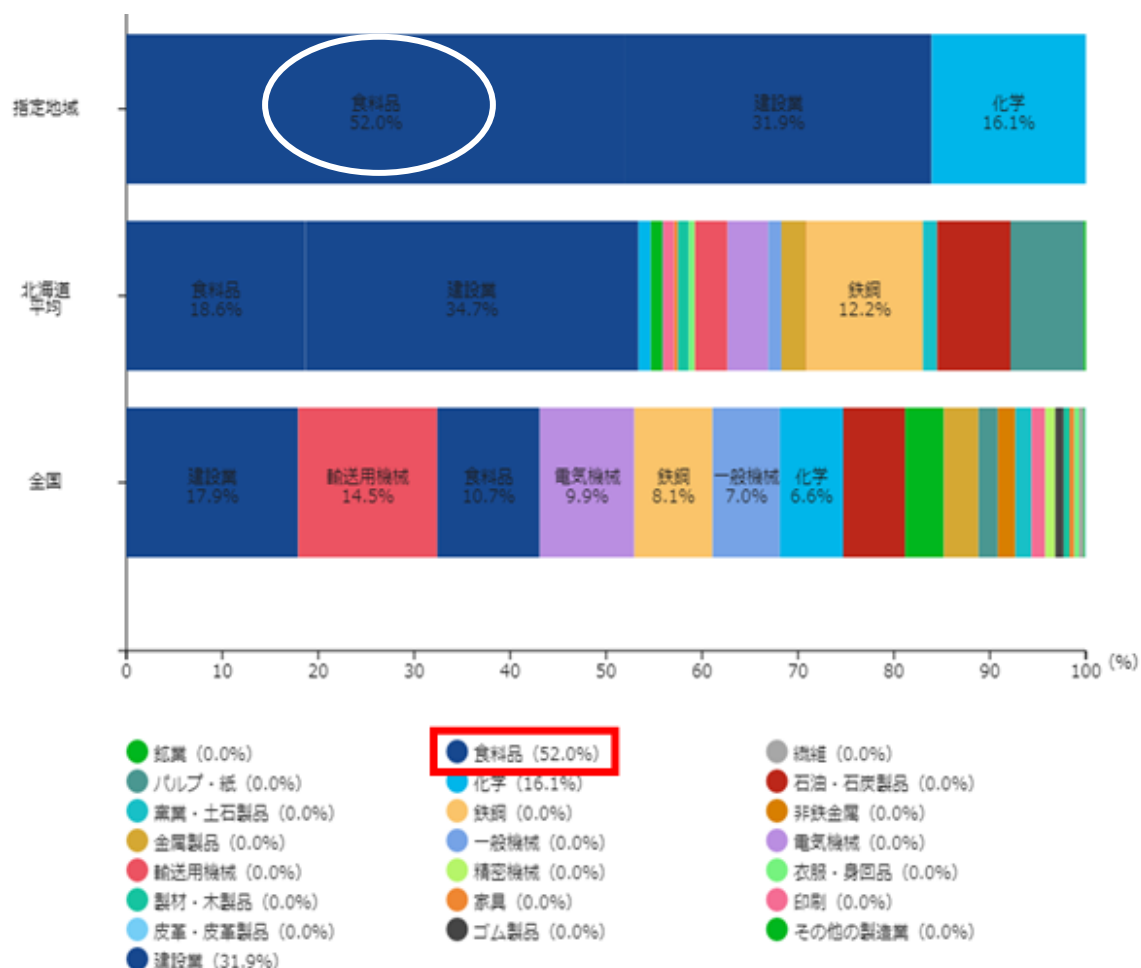
コメのおいしさの判断基準では、タンパク質の比率が低いほど軟らかく、ふっくらした炊き上がりとなる。本町では、コメの食味の良さの目安となるタンパク質比率6.8%を下回る米が多く生産されており、「銀山産ゆめぴりか」が、ANA国際線ビジネスクラス（日本発欧米路線）の機内食に採用されるなど、仁木町産品のブランド力の向上に寄与している。



【ANA 国際線ビジネスクラス機内食に採用された「銀山産ゆめぴりか」】

これらの特徴ある農産物を加工する食料品製造業については、仁木町の製造品出荷額約 70 億 4 千万円の 52%を占める。これは、北海道平均の 18.6%を上回っており、重要な産業と位置付けている。

【仁木町内製造業の産業中分類別生産額の割合】



(出典：地域経済分析システム RESAS 地域経済循環マップ 2013 年)

これら食料品製造業の中で、特徴的なのはワイン製造業（ワイナリー）である。

仁木町では、道内でも先駆けて、約 50 年前からワイン用ぶどうの栽培が始まった。昭和 45 年（1970 年）より池田町との契約により、仁木町産食用ぶどうのワイン原料としての供給が始まり、昭和 56 年（1981 年）にはワイン専用種の契約栽培が行われるなど、ワイン用ぶどう栽培で先駆的な取組を行ってきた。

町内では、主にオーストリア系のツヴァイゲルトレーベ、ドイツ系のケルナーといった品種が栽培されている。昨今は、差別化を図ろうと、新規参入者により、様々な品種が栽培され始めている。

これまでは、ワイン原料としてのぶどうの供給が多かったが、最近では町内に立地したワイナリー事業者による仁木町産ぶどうを使ったワインの製造が推進されている。



【約 50 年を誇るワイン用ぶどう栽培の歴史】

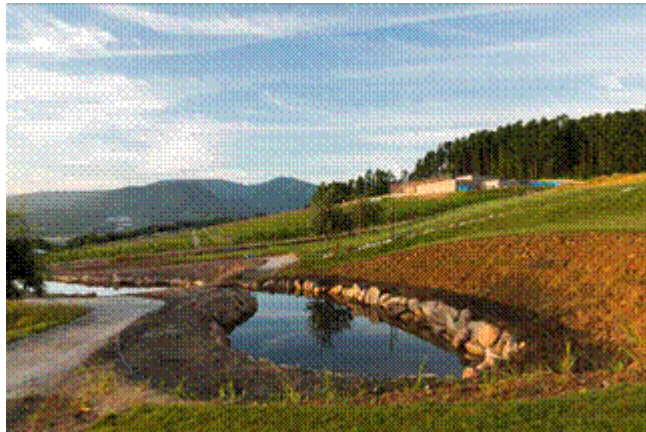
<仁木町のワイン関連事業者>

	事業者	栽培面積
ワイナリー 事業者*1	NIKI Hills ヴィレッジ	5.3ha
	ベリーベリーファーム&ワイナリー仁木	0.1ha
ヴィンヤード *2	仁木ル・レーヴ・ヴィンヤード	2ha
	仁木ヴィニヤード	1ha
	オキ・ヴィニヤード	2ha
	金田農 en	1ha
ワイン原料用 ぶどう生産者	ワイン原料用ぶどう生産者組合（9 名）	8ha

*1 ワイナリー事業者…ワイン用ぶどうの生産及び、醸造施設を有する事業者

*2 ヴィンヤード…ぶどうを生産する農場

なかでも、NIKI Hills ヴィレッジでは、ワイン醸造において「地域特性に根ざした正直なワイン造り」を理念に掲げ、収穫日に搾汁することを徹底し、余分なものを一切加えずブドウ本来の味わいを引き出すワイン醸造を行っている。平成 30 年夏のプレオープンに先駆けて初醸造されたワインは、「国産のぶどうを 100%使用して造られたワイン」を対象とした、日本で唯一のコンクールである『Japan Wine Competiton（日本ワインコンクール）2017』欧州系品種の白ワイン部門にて、「HATSUYUKI」が銀賞に、「はつゆき FILTERLESS」が銅賞に選出されるなど、高い評価を得ている。



【完成を控えた NIKI Hills ヴィレッジ】



銀賞「HATSUYUKI」



銅賞「はつゆき FILTERLESS」

また、仁木町の農産物を活用して、地域経済を牽引しているベリーベリーファーム&ワイナリー仁木については、町内でのレストラン事業を始め、ジュースやワイン、アイスクリームなどの食品加工事業が行われている。平成 22 年の創業以来、ぶどうは 30 ヘクタールもの自社農園の有機認定作物を使い、ワイン醸造歴 40 年以上のマイスターによる指導の下、平成 23 年にオーガニック認証を取得。土壌づくりから徹底した管理を行い、化学肥料や殺虫殺菌剤、除草剤などの農薬を一切使用せずに大切に育て上げた JAS 認定のぶどうを原料に体にやさしいオーガニックワインを造り上げている。ぶどうのみならず、ブルーベリー、ラズベリー、山ぶどうなどから作られるオリジナリティの高いワインは、平成 27 年 ANA 機内販売ワインに採用された他、東京都内で展開されているスターバックスイブニングスでも提供されている。



【ANA 機内販売ワインに採用】



【旬の果実を使用した様々なワイン】

さくらんぼ以外の果実については、いちご、ぶどう（生食用）、りんご、なし、ブルーベリー、プルーンなどが栽培されている。これらの栽培農家は、果実を主に農協のルートを通じて域外に販売しているほか、観光農園として観光客にフルーツ狩り体験を提供している。

本町の果実は、ブランド力を維持するため、出荷する際厳しい品質基準を設けている。このため、基準に漏れ、規格外となってしまう果実も多量に発生する。それらは、各農家の直売所等で安価に提供されることもあるが、大半は破棄されているケースが多い。そこで、この規格外品をスイーツ等の加工原料として活用することで、新たな付加価値を生む事業が展開されている。具体的には、北海道を代表する菓子製造販売の（株）もりもとが、本町の酸味のある交配用の在来種さくらんぼ「水門」を使った新しいスイーツを開発・商品化してい

る。本町では、(株) もりもとと、地域連携包括協定を締結しており、今後、さくらんぼ以外の果実についても新たな商品開発を検討している。

このほか、本町では、企業立地促進条例等の優遇措置やきめ細やかなサポート体制により、新たな産業創出を積極的に推進している。

以上を踏まえ、仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の特産物を生かし、それらの高付加価値化に資する取組を推進し、域内外へ販売拡大に取り組むことで、生産者と事業者の稼ぐ力の増加を目指す。

②仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

仁木町では、①で記載したように、さくらんぼ等の果実の栽培が盛んに行われている。これら、果樹園の中には、様々な果実を利用した観光農園を営んでいる事業者が25社存在し、時期を変えてフルーツを楽しめる町として交流人口の創出に寄与している。これら農園への入り込み客数については、天候などに左右されやすい側面を持ちながらも、継続して多くの利用者を維持している。全道一の広さを誇るさくらんぼ山や、ジンギスカンなど食事の提供のみならず、りんごの摘果などの農作業体験や、収穫した農作物を利用したジャムづくり体験など、仁木町の魅力を体感できる機会を多く提供しているのが安定した人気の秘訣と考えられる。

<仁木町の観光農園一覧>

アップルハウス	偕楽園	笠井果樹園
笠井農園	勝岡農園	観光農園 大野園
観光農園 原田園	くだもの公園 山田園	くだものの笠井園
くだもの直売 もり園	桜ん坊の村	さくらんぼ山観光農園
チェリーハントインオオクボ	チェリーランド勝浦園	峠のふもと紅果園
フルーツショップ妹尾園	フルーツハウス安崎園	フルーツプラザ平尾園
フルーツロード坂東園	ブルーベリー・ヒル 新藤	ベリーベリーファーム上田
松原さくらんぼ園	村田観光農園	もくぼ果樹園
Fruit&Tomato 今井ファーム		

■観光農園等入込み者数

(各年度3月末)

年度	観光農園関係 くだもの狩り、オーナー、直売店									合計
	イチゴ	サクラ ンボ	ブルー ベリー	ブドウ	りんご	ブルー ン	その他	オーナー	直売店	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 9年度	5,820	37,546		22,456	1,065			359	50,372	117,618
平成 10年度	7,639	71,885		24,563	1,408			52	56,790	162,337
平成 11年度	7,525	40,042		25,022	2,836			341	50,458	126,224
平成 12年度	10,100	48,100	800	34,500	6,100	1,400		200	74,800	176,000
平成 13年度	9,781	49,033	2,155	25,060	2,780	2,510		120	73,340	164,779
平成 14年度	11,454	53,163	2,200	33,811	2,450	3,500		100	64,054	170,732
平成 15年度	6,164	59,642	1,800	23,228	3,927	4,660	250	102	76,404	176,177
平成 16年度	5,850	52,898	3,000	6,640	650	1,803	500	8	59,753	131,102
平成 17年度	8,464	52,617	3,750	22,695	1,490	4,632	500	110	75,297	169,555
平成 18年度	8,010	43,348	4,140	15,377	1,785	5,115	550	32	69,145	147,502
平成 19年度	7,500	36,059	4,766	11,447	1,553	4,578	548	12	70,863	137,326
平成 20年度	4,780	24,282	3,380	9,809	2,280	2,839	68	22	57,804	105,264
平成 21年度	4,323	30,309	4,418	8,286	1,465	2,379	28	24	62,539	113,771
平成 22年度	3,261	31,719	2,705	8,716	1,145	2,385	410	16	46,271	96,628
平成 23年度	3,066	33,022	3,455	8,089	1,172	2,350	310	12	52,620	104,096
平成 24年度	620	37,859	5,115	9,776	1,630	2,670	243	14	62,659	120,586
平成 25年度	766	35,431	4,659	14,319	2,703	2,054	382	14	57,844	118,172
平成 26年度	950	39,092	3,775	11,006	1,075	2,139	7,154	15	59,857	125,063
平成 27年度	1,010	44,931	2,845	12,038	620	2,992	2,075	18	59,996	126,525
平成 28年度	1,790	37,176	2,845	8,649	401	2,146	4,201	4	55,623	112,835

また、町内の「農村公園フルーツパークにき」には、テレビCMの撮影地にもなった町内や余市湾を一望することができる眺望や、全国でも有数の長さを誇る全長 153mのローラー式滑り台が整備されている。全 5 棟ある木造コテージは、平成 13 年の開業以来、高い人気を誇っており、フルーツ狩りの時期になると家族連れや学生グループなどの利用者で賑わっている。毎年開催されるさくらんぼフェスティバル（7 月上旬）や、うまいもんじゃ祭り（10 月上旬）は、町の 2 大イベントとして、多くの人を集めている。

仁木町のもう一つの主要観光資源としてワイナリーがある。ワイナリーの特性は①で記載したとおりである。このワイナリーを生かし、現在、隣接する余市町との連携による「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」が進行している。

本プロジェクトでは、大規模ワイナリーの参入を皮きりに、今後、更なるワイナリーの増加が見込まれる仁木町と、大小様々な規模のワイナリーが展開されている余市町が連携し、ワイン用ぶどうの生産から消費に係る調査を実施し、客観的データに基づく本地区のワイン用ぶどうの生産・醸造における優位性を裏付けるとともに、当該事業に携わる事業者への基盤整備に対する支援を行っている。また、コンパクトなエリアにワイナリーが集約される本地域の特性を生かし、徒歩や簡易的な交通手段で楽しめるワインツーリズムを実施するべく、事業が進行しており、新たな二次交通の仕組み整備などが行われている。本プロジェクトにより、観光事業を起点にして各産業への経済波及効果や新たな観光の創出による交流人口の増加が見込まれる。

仁木・余市両町では、本プロジェクトを推進するため、「NIKI ワイン特区」（平成 29 年 12 月 26 日）、「北のフルーツ王国よいちワイン特区」（平成 23 年 11 月 28 日）として、内閣府より構造改革特別区域の認定を受け、地域資源の活用を後押ししている。

加えて、仁木町では、マラソンとピクニックを融合させたスポーツイベント（マラニック）が平成 18 年より毎年開催されている。道内では最も歴史のあるマラニックであり、地域イベントとして定着している。平成 28 年には、両町のワイナリー、レストラン、果樹園など、地域の資源を味わうスポーツイベントとして、マラニックが試験的に行われ、翌年には「フルーツ王国お花見マラニック」が開催され、道内外から約 80 名が参加した。今後も、地域の魅力を五感で体験できる新たな観光コンテンツとして、イベントの定着化を図っていく。

このほか、本町の近隣には、海外の富裕層をターゲットにした長期滞在型の観光拠点として全国的にも注目を浴びているニセコ町、倶知安町がある。ニセコ・倶知安は、良質なパウダースノーにより主に冬季の観光が盛んだが、閑散期である夏季の観光資源が不足している。そのため、夏季の新たな観光の拠点として仁木町が担う役割は大きい。

以上を踏まえ、仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を生かし、周辺の主要な観光地とも連携することで、観光客数の増加と滞在時間の長期化を図り、観光に関連する産業へも経済波及効果をもたらすことで地域経済の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している仁木町の様々な特性を活かした地域経済を牽引する事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や仁木町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行っている。

② 特定地域等における町税の課税の特例に関する条例

仁木町では、一定の要件を課した上で、事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除、助成金の交付に関する条例を制定しており、北海道と同様に地域経済牽引事業の用に供する事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税について減免を行う。

③ 仁木町農業経営基盤強化資金利子助成金

農業経営の拡大及び生産の向上を期しうる農家で、農業経営自立安定計画の達成が可能と認められる農家に、年0.5%の利子補給を行い、経営の安定に資する支援を行っている。

④ 地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、「仁木町のさくらんぼ、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野」「仁木町の観光農園、ワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野」において、事業者の具体的なニーズに基づいた設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓支援、町内における商業機能拡充等の施設整備に向けた積極的な支援を実施する予定。

⑤ 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

仁木町内遊休地等の活用可能な資産についてオープンデータ化し、町内における未利用地（町有地含む）、空き家などの把握や、町の支援制度など、公開可能な情報について順次公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決には関係機関が一体となって対応するとともに、北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、仁木町企画課内に相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び仁木町が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

仁木町の新たな産業であるワイナリー事業は、個性豊かなワイナリーを巡り、ワイン生産者との交流や、その土地ならではの食事とのマリアージュを楽しむなど、地域の特性を活かした観光としての可能性を秘めている。そのため、地元住民のみならず観光客が周遊できる移動手段として、新たな二次交通の仕組み構築に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 平成 30 年度	平成 31 年度 ～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①北海道不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置	12 月に不動産取得税及び道固定資産税の課税免除に関する条例の改正済	運用	運用
②特定地域等における町税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
③仁木町農業経営基盤強化資金利子助成金	運用	運用	運用
④地方創生関係施策	事業者ニーズの把握と支援策の検討を随時行う	申請準備、交付決定 後事業実施	運用
⑤北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）】			
仁木町が有するデータの公開	開示情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備提案への対応窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
新たな二次交通の仕組み整備	新たな二次交通の仕組みに関する検討及び実証実験	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、仁木町内の農協や商工会、金融機関、外部の教育・研究分野の支援機関等が連携し、それぞれの能力を最大限発揮し、支援の効果を最大化する必要がある。

このため、仁木町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 仁木町商工会

地区内における商工業の総合的な改善発展と社会一般の福祉の増進に資することを目的として、経営改善普及事業（経営指導員による相談・支援、創業・経営革新支援など）や地域総合振興事業を行っている。商工会が持つ経営基盤強化や、新規事業促進など蓄積されたノウハウを活用し、実践的かつ継続的なフォローアップを行い、事業者ニーズへの迅速な対応を行う。

② 仁木町観光協会

仁木町における観光資源の宣伝による交流人口拡大や、誘客イベントの実施、企業間の連携支援等、観光振興事業を行っている。培ってきたネットワークなどを活用し、仁木町の知名度向上のための取組を重点的にサポートする。

③ 新おたる農業協同組合

本町の基幹産業である農業を基軸とした事業の振興を支援していくため、営農指導員による技術指導や農業経営指導を行い、新規就農者や、既存事業者を支援している。専門的な立場から、本町での優位性を活かした営農を、積極的に支援する。

④ (株)北海道銀行、(株)北洋銀行、北海道信用金庫

金融機関が持つ企業間・人的ネットワークなどを活用した企業誘致を促進するための情報共有体制が整っており、規模を問わず、地場企業による地域特性を活かした新規事業を支援するため、研究・技術開発、販売、流通等販路開拓などあらゆる場面において、事業に対する効果的な融資による支援を行う。

さらに、本町と同機関で連携して実施している、中小企業者等の運転資金や設備資金の融資審査・実行などの低利融資制度の円滑的な運用により企業の活動を支援する。

⑤ 酪農学園大学

現在ワイン醸造に関する研究が進められていることから、食・農・環境分野に関する、共同研究、技術相談・指導などの支援のほか、インターンシップの受入など、総合的な交流の実施により、本町の特性を活かした事業を学術的な立場から支援する。

⑥ 株式会社道銀地域総合研究所

シンクタンクとして持つ知見や、企業間・人的ネットワークなどを活用し、新規事業の

立ち上げ支援や、地域特性を活かした各種戦略の立案、事業化プロジェクトの企画など、経営課題の解決に対する支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めると共に、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域では、仁木町地域防災計画に基づき、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて住民生活や企業の事業活動の安定のため、水害・風害・雪害・融雪災害・土砂災害の予防計画の策定、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進している。

また、仁木町交通安全条例に基づき、企業、各学校、PTA 及び行政が連携し交通安全の確保を行う。なお、新規に開発する場合にあつては、隣接する道路交通事情に応じた車両出入口の設置や、必要に応じて事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯、ミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

(3) その他

PDCA 体制は、仁木町企画課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、毎年度 6 月に、効果の検証と事業の見直しについて検討・整理する。当会議には必要に応じ、支援機関や有識者等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。